

耐震改修等工事に補助します

(嘉麻市木造戸建て住宅耐震改修等補助制度)

市内の木造戸建て住宅の耐震改修等の促進を図るため、住宅の耐震改修工事や耐震シェルター・防災ベッドの購入や設置を行う場合に経費の一部を予算の範囲内において補助します。

(※福岡県木造戸建て住宅耐震改修促進事業補助金を活用)

■耐震改修工事

・主な要件

- 昭和56年5月以前に建築された木造戸建て住宅
- 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満 等

■耐震シェルター・防災ベッドの設置

・主な要件

- 昭和56年5月以前に建築された木造戸建て住宅
- 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満
- 高齢者等が居住している 等

■補助金の額

・耐震改修工事

- 工事に要する経費の50%以内の額で60万円を上限とします。

・耐震シェルターや防災ベッド

- 購入並びに設置に要する経費の46%以内の額で30万円を上限とします。

■事前協議

・申請者は、業者と契約する前に市と事前協議をお願いします。

※工事等を既に着工している場合は、対象とはなりませんのでご注意ください！

■補助の期間

・2021年3月まで

※予算の枠を超えたときは、その時点で受付を締め切ります。

■問い合わせ先

嘉麻市役所 防災対策課 電話0948-62-5690 (直通)